

一般社団法人北海道バレーボール協会 SV・Vリーグ特別委員会設置要綱

(設置)

第1条 一般社団法人北海道バレーボール協会（以下「道協会」という。）と道内SVリーグ・Vリーグチーム（以下「各チーム」という。）が連携し、チームが道内開催するホームゲームを円滑に運営するため、特別委員会を設置する。

(所掌事項)

第2条 特別委員会が所掌する事項は、次のとおりとする。

- (1) SVリーグ・Vリーグホームゲームの業務受託運営に関する事項
- (2) その他、各チームとの連絡調整等に関する事項

(組織)

第3条 特別委員会は、次の職にある者（以下「特別委員」という。）をもって組織する。

- (1) 道協会正副理事長
- (2) 道協会各本部長
- (3) 道協会管理運営本部事業運営委員長
- (4) 各チームオーナー

(委員長及び副委員長)

第4条 特別委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名ずつ置く。

- 2 委員長は、理事長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長の指名により決定する。
- 4 委員長は、特別委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 特別委員会は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 特別委員会には、道協会会長及び副会長が出席することができる。

(庶務)

第6条 特別委員会の庶務は、管理運営本部総務委員会において行う。

- 2 庶務担当として、総務委員会委員長を充てる。

(改廃)

第7条 この要綱の改廃は、理事会の決議による。

(補則)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日より施行する。